

NPO法人 アルテピアッツァびばい

は、平成26年2月10日より、

認定NPO法人 アルテピアッツァびばい

になりました。

## 認定NPO法人って？

認定NPO法人制度とは、＜運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する＞と、所轄庁（都道府県・政令市）から「認定」を受けた「NPO法人」に、様々な税制優遇で、NPOの活動支援を行う制度です。

NPO法人が、比較的形式的に「公益性のある団体であるか」を判定して認証されているのに対し、認定NPO法人はより高い税制優遇を適用するために「より客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人であるということです。



## 今までと何かが変わるの？

認定NPO法人になったことにより、皆様から頂いたご寄附、団体会費が税法上の優遇措置の対象になります。（※アルテ市民ポポロ市民会費は対象になりません）

当法人を含む、認定NPO法人へ寄付をされると以下のような税制優遇の対象になります。

# 認定NPO法人のメリット

認定NPO法人になると、次のようなメリットがあります。  
認定NPO法人制度を活用して、団体の活動を発展させましょう。

- 税制優遇されるので、継続的な寄付を集めやすくなる。 解説  税制優遇 1~3
- みなし寄付金で法人税が軽減される。 解説  税制優遇 4
- 社会的信頼性が向上し、助成金や補助金を獲得しやすくなる。
- 法令遵守の意識が向上し、内部管理が適正に行われる。
- 情報公開が強化され、団体の透明性が増す。

認定NPO法人の  
税制優遇

1

個人が認定・仮認定NPO法人に寄付をした場合…

➡ 寄付金控除を受けられます。

寄付者が確定申告をすることによって、税金の還付を受けることができます。

**(寄付金額 - 2000円) × 50%※ = 減税**

※ 所得税40%、地方税10%、合計最大50%

## 【寄付金控除のしくみ】

### 30代会社員の例

年収	420万円
課税対象所得	226万円
所得税率	10%

このNPOに  
がんばって  
ほしいな…

計5万円を寄付

認定NPO法人  
A



仮認定NPO法人  
B



“減税”という形で  
キャッシュバックされるんだね～!



最大約50%の  
税額控除 = 減税

還付

税額控除  
2万4,000円

(所得控除だと)  
9,300円

国・自治体



確定申告をするとき、寄付金控除額の算出には〈税額控除〉方式と〈所得控除〉方式の、どちらが有利な方を選択できます。

## 法人が認定・仮認定NPO法人に寄付をした場合…

### ➡ 損金算入限度額の枠が拡大されます。

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

特別損金算入限度額：一般損金算入枠とは別に、認定NPO法人にある特別枠です

$$\left( \text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\% \right) \times \frac{1}{2}$$

\*2011年11月に成立した税制改正法案により、認定NPO法人向け特別枠が拡充されました。

## 相続人が認定NPO法人に寄付をした場合…

### ➡ 寄付をした相続財産が非課税になります。(仮認定は不可)

例えば、1億円の相続財産があった場合、このうちの8,000万円を認定NPO法人に寄付すれば相続税の課税対象額は2,000万円になります。

\*上記は金銭の場合です。不動産(土地・建物等)等は扱いが異なり、寄付者に「みなし譲渡所得課税」の可能性がります。遺贈や相続財産の寄付は税制も複雑なので、税理士など専門家に相談しましょう。

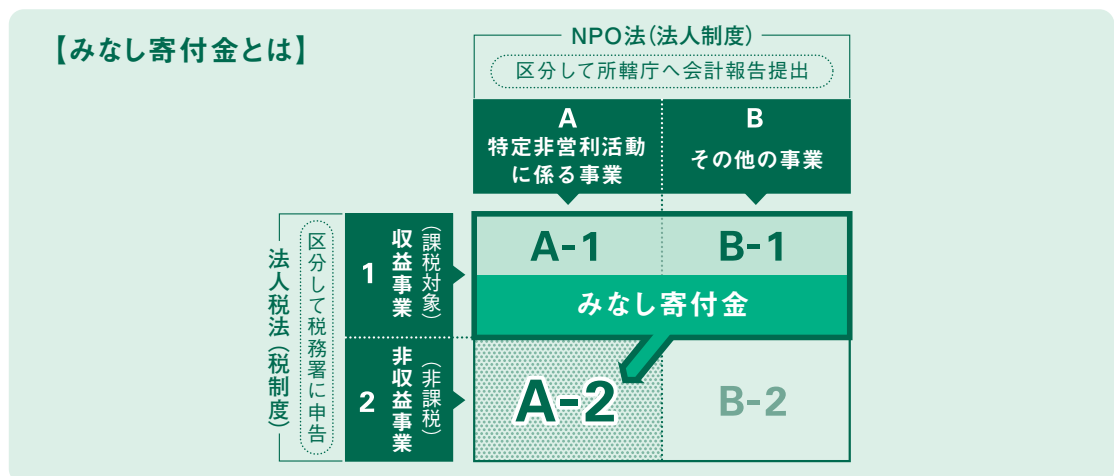
## 認定NPO法人自身が法人税法上の収益事業を行った場合…

### ➡ 「法人税の軽減措置」を利用できます。(仮認定は不可)

収益事業から得た利益を本来事業の非収益事業に使用した場合に、この分を寄付金とみなし、一定の範囲で損金に算入できるという制度です。結果として、収益事業にかかる法人税が軽減されます。「みなし寄付金制度」といいます。

\*みなし寄付金の控除上限額は所得の50%か200万円のいずれか高い方です。

環境分野のソーシャルビジネスや社会的起業を行う事業型のNPO法人には、メリットの大きな優遇です。



「認定NPO法人アルテピアッツァびばい」は、  
 アルテピアッツァ美唄のかけがえのない空間を守り、  
 「こころのふるさと」として次世代につなげてゆく活動をしています。  
 アルテピアッツァ美唄を次の世代へ。皆様の支援をお待ちしています。

## ■ 寄附で支援する

【個人・団体の方】 ..... 税制上の優遇対象

寄附でのご支援お待ちしております。  
 郵便局に備え付けの「払込取扱票」で寄附が可能です。

郵便振替口座	02740-3-63900
加入者名	特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい

※通信欄には「寄附」とご記入下さい。

## ■ アルテ市民 ポポロ になって支援する

【個人の方】 ..... ポポロ市民会費は税制上の優遇対象にはなりません

- ポポロ 3,000円
- コポポロ (中学生以下) 500円
- 美唄ポポロ (美唄在住の方) 500円

(期間は毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間です。)

※ご希望の方には、リーフレットをお送りしますので、お問合せ下さい。  
 ※ポポロになると、アルテ市民証・Arte通信等のお届け、「こころを彫る授業」時の割引もございます。

【団体・法人の方】 ..... 税制上の優遇対象

- 団体会員 一口 30,000円

主な活動

- 美唄市指定管理者としてアルテピアッツァ美唄の維持・管理・保全
- カフェアルテ、スタジオアルテの運営
- アルテピアッツァ美唄に関する記録の集積・調査研究
- 炭鉱遺産を後世に伝えるための環境保全事業

発行：認定NPO法人 アルテピアッツァびばい  
 〒072-0831 北海道美唄市落合町栄町  
 TEL&FAX:0126-62-0808  
 E-mail: arte@artepiazza.jp  
 HP : http://www.artepiazza.jp/